

学校生活について

【生徒心得】

生徒心得は、学校という集団社会の中で円滑で有意義な生活を送るための基本的なルールである。生徒諸君が、自学・自律・自信についての認識を深め自立の精神を養い、主体的な生き方を学んでいくための指針としてほしい。

(1) 礼儀・マナー

①挨拶は基本的なマナーである。日頃から進んで挨拶するよう心がけること。

②自らの言葉や行動には責任を持ち、人を敬う気持ちを大切にすること。

(2) 時間厳守

①時間を守ることを大事にし、5分前集合を心がけること。

登校時刻 8:30 下校時刻 17:00

②本校はノーチャイム制である。各自で時間の管理に努めること。

③登校後の無断外出を禁止する。やむを得ない理由で外出するときはホームルーム担任の許可を得ること。

(3) 身だしなみ

①翔陽生としての誇りを持ち、清潔・質素で調和のとれた身だしなみを心がけること。

②本校所定の制服を着用すること。(服装規程参照)

③染色・脱色などはしない。また、パーマ・奇抜な刈り込みなど手を加えないこと。

④ピアス・イヤリングなどの装身具を身につけないこと。

⑤化粧・マニキュアなどしないこと。

【服装について】

服装の原則

1 登下校・校内及び学校行事のときは指定された制服を着用する。

入学式・卒業式等の指定された行事の際は、ネクタイ・リボンについては紺色のもの(フォーマル)を着用する。

2 制服の改造は認めない。

3 制服は正しく着用する。

冬・夏の区別

・冬服期間 4/1~5/31及び後期始業式~3/31

・夏服期間 6/1~9/30

ただし、冬服から夏服・夏服から冬服の移行は、気候に応じ各自で判断する。

冬服期間

必 着 用	指定	ブレザー	紺
	指定	ズボン／スカート	紺
着 用	指定	ネクタイ／リボン	選択可 (紺・赤・水色)
		Yシャツ(無地)	白
着 用 可		ソックス(無地)	白／紺／黒
	指定	制服ベスト(女子)	白
		無地のVネックセーター、 ベスト、カーディガン(無地)	白/紺/黒/グレー/ ベージュ/焦げ茶
		華美でないコート (登下校のみ)	

夏服期間

必 着 用	指定	ズボン／スカート	グレー
		Yシャツ（無地）	白
		ソックス（無地）	白／紺／黒
着 用 可	指定	ネクタイ／リボン	選択可 (紺・赤・水色)
	指定	ブレザー	紺
	指定	制服ベスト（女子）	白
		無地のVネックセーター、 ベスト、カーディガン	白/紺/黒/グレー/ ベージュ/焦げ茶
		ポロシャツ（無地）	白

（1）履き物

履き物については、以下のように区別する。

- ①管理棟・校舎棟 上履き
- ②体育館フロア・トレーニング室フロア
..... 体育館履き
- ③体育館棟共用部分 上履き
- ④柔道場・剣道場 裸足

（2）その他

- ①上履きは本校指定のサンダルを使用する。サンダルの色は年次色とする。
- ②体育館履きは学校で指定したものを使用する。
- ③登下校時は、革靴又は運動靴を履く。

【日常生活における注意事項】

1 学校生活を送る上での注意

- （1）遺失物・拾得物は、生活指導部に届け出る。

- （2）ガラス・施設・用具などを破損した場合には、ただちにホームルーム担任・部顧問を通じて生活指導部に届け出る。原則として実費を弁償してもらう。
- （3）校内での掲示は、生活指導部の許可を得て所定の場所に行う。
- （4）校内での集会は、原則として昼休み・及び放課後に許可を得て行う。
- （5）住所などの変更があった場合には、ただちに担任に届け出る。
- （6）授業時や集会時、人の話をよく聴く態度を身につける。私語をしないなど、集団と自己のあり方についての心配りを身につける。
- （7）校舎内やその周辺の清掃はクラス単位で分担して行う。ビン・カンなどの後始末をきちんとし、燃えるゴミ・燃えないゴミを分別して捨て、美化に努める。
- （8）携帯電話等の取り扱いについて
 - 授業中は携帯電話等の電源をOFFにする。
 - T P O（時・場所・状況）に応じた使用を心がける。
 - 学校で充電しない。

2 文武両道を目指す

学習活動だけではなく、部活動や学校行事などの特別活動にも積極的に取り組む。

3 登下校

- （1）学校へは、徒歩・自転車・公共の交通機関のいずれかを利用し通学すること。
- （2）自動車・バイク（原動機付き自転車を含む）による通学は厳禁とする。また、通学時以外の時でも自動車・バイク（原動機付き自転車を含む）で学校に来てはい

けない。保護者以外の送迎も厳禁とする。

(3) 自転車通学について

- ①自転車通学は許可制とし、生活指導部に自転車通学届を提出すること。
- ②使用する自転車には鍵を取り付け、必ず所定の場所におくこと。
- ③学校の近隣や駅前に自転車を放置しないこと。
- ④交通ルールを守り安全には十分注意すること。

4 アルバイト

アルバイトは、健康の問題や学業などに支障をきたすことが多いので、学校としては望ましくないものと考え、原則禁止とする。

経済的な理由などで、やむを得ずアルバイトの必要が生じた場合には、事前に担任の先生に相談する。

5 放課後／部活動

(1) 放課後の部活動などの活動は17:00までとする。また、活動延長届を生活指導部に提出し活動に顧問の先生が付き添う場合には、18:30までとする。

(2) 休日における活動

①休日活動は生活指導部に原則として3日前までに届け出るとともに、顧問・担任の付き添いを必要とする。

②休日活動は17:00までとする。

③長期休業中の活動は17:00までとする。

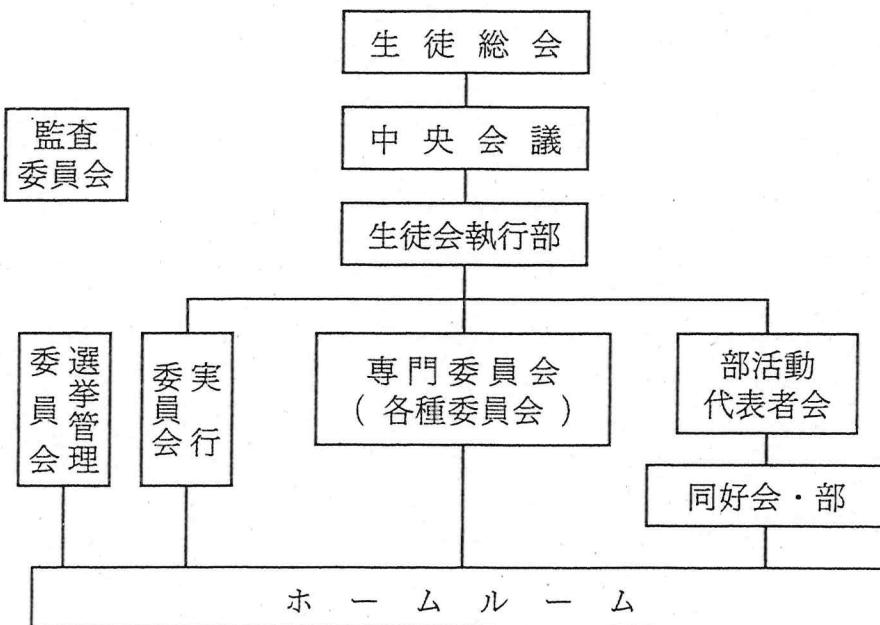
生徒会活動について

生徒の自主的、創造的かつ実践的な態度を育てる自治活動組織として生徒会を設立する。

1 目 的

- (1) 生徒会活動の実践を通して、自主的、自律的な生活態度を身につける。
- (2) 規則の遵守、思いやりの精神を養い、生徒相互の連帯感や豊かな人間性を養う。
- (3) 地域との連携を推進し、進んで社会に貢献しようとする態度を身につける。
- (4) 学校行事に積極的に参加し、行事の充実を図るとともに、校風の構築と伝統の継承、発展を図る。

2 組 織



(1) 生徒総会

生徒総会は本会の最高議決機関である。生徒総会は次の事項の審議を行う。

- ①全ての組織の活動方針についての審議及び承認
- ②予算案の審議及び決定
- ③すべての組織の活動報告についての審議及び承認
- ④前年度の決算報告及び承認
- ⑤会則の制定、改正
- ⑥その他の重要事項

(2) 中央会議

中央会議は生徒総会に次ぐ常設の議決機関である。

【構成】

生徒会執行部・各種委員会の委員長・ホームルーム委員で構成する。

中央会議は、次の事項の審議及び決定を行う。

- 規約の制定、改正及び廃止要求の審議
- 総会へ提出する議案の審議
- 予算案の審議
- その他必要と認められた議題についての審議及び決定

(3) 生徒会執行部

生徒会執行部は次の役員により構成される最高執行機関である。

- ①会長 1名 ④会計 1名
- ②副会長 1名 ⑤広報 2名
- ③書記 2名

執行部は次に関する事項を行う。

- ①本会の総括
- ②生徒総会への議事提出
- ③全校行事の企画及び運営

④総会及び中央会議の議決の執行

⑤涉外

(4) 専門委員会

専門委員会は各HRより選出された委員によって構成され原則任期は1年で以下の委員会を置く。

- ①ホームルーム委員会
- ②環境委員会
- ③図書委員会
- ④保健委員会
- ⑤放送委員会
- ⑥監査委員会
- ⑦体育委員会
- ⑧はばたき委員会

(5) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は各ホームルームより選出される1名の委員により構成され、選挙・リコールに関する事項を行う。

(6) 監査委員会

監査委員会は、生徒会の各機関が会則より逸脱せず、また総会で設定された会員の総意に基づいて運営されているかどうかを、監査するために設置されている。

- ①委員長 1名 (監査委員長は直接選挙により選出される。)

監査委員会は次に関する事項を行う。

- ①各機関の運営に関する監査
- ②会計監査
- ③監査請求による各機関の監査
- ④監査報告
- ⑤監査結果による関連した任務

(7) 実行委員会

特定の行事の開催を目的として設置される補助執行機関である。

- ①文化祭実行委員会……文化祭の企画・運営に関する事項を行う。
- ②体育委員会……………体育祭及び球技大会の企画・運営に関する事項を行う。
- ③合唱祭実行委員会……合唱祭の企画・運営に関する事項を行う。

(8) ホームルーム活動

ホームルームは生徒たちの意志を統一し、学校生活を送る上での基本的な単位である。一人一人がお互いに信頼し、活発なホームルーム運営をするために、委員会のメンバーになるなど、自主的に活動すること。

部・同好会について

部

第1条 (部の権利) 部は次の権利をもつ。

- 1 各部顧問の調整に基づいて、活動場所の優先的使用が認められる。
- 2 各部顧問の調整に基づいて、校有施設の優先的使用が認められる。
- 3 原則として校外活動、及び合宿が認められる。

第2条 (部基準)

- 1 在籍部員数が原則として体育系の部は8名以上、文化系の部は5名以上である。
- 2 原則として活動日に実活動部員数の3分の2以上が活動している。
- 3 原則として体育系の部は週3日以上、文化系の部は2日以上活動している。
- 4 活動日誌を生徒会が要請した日に提出している。なお、この提出を怠ると活動していないとみなす。
- 5 関係教員と協議し、安全に活動できることが承認されている。
- 6 関係教員と協議し、活動場所が承認されている。
- 7 年度当初は生徒会に「年間活動計画表」を提出し、承認されている。
- 8 「年間活動計画表」に基づいて活動している。
- 9 部長、会計及び必要とされる係りが置かれている。
- 10 顧問が置かれている。

第3条 (部の降格) 部が第4条 (部降格基準) に該当することが第5条 (部降格の手続き) にしたがって職員会議によって確認され、生徒総会で承認されたとき、部は2年間の準備期間をおいて同好会に降格される。

第4条（部降格基準）

- 1 部基準を満たしていない。
- 2 部員に生徒指導上の問題が頻発する。

第5条（部降格の手続き）

- 1 降格の手続きは生徒会が発議を行い、部活動代表者会議、及び生活指導部が審議し、生徒総会、及び職員会議で確認・承認する。
- 2 第4条第2項の場合に限り、生活指導部、又は職員会議から発議することができる。

同好会

第6条（同好会の設立）同好会を設立しようとする者は次の事項を明確にした「同好会設置願い」を生徒会に提出し、職員会議の承認を得なければならない。

- 1 活動目的・名称
- 2 顧問名
- 3 活動場所・活動計画
- 4 代表者、及び会員名簿

なお、設立の手続きは部活動代表者会議、及び生活指導部において協議、検討し、生徒総会、及び職員会議において承認されるものとする。

第7条（同好会の権利）同好会は次の権利をもつ。

関係する部と調整可能のとき、校有施設の使用が認められる。

第8条（同好会の活動）同好会は原則として、校外活動はできるが、合宿は認められない。

第9条（同好会基準）

- 1 在籍員数が原則として体育系同好会、文化的同好会ともに4名以上であること。
- 2 原則として活動日在籍員数の2分の1以上が活動

している。

- 3 原則として活動日は体育系の同好会が週2日以上、文化系の同好会が週1日以上で、毎週安定して活動している。
- 4 第2条第4項に準ずる。
- 5 第2条第5項に準ずる。
- 6 関係教員、ならびに関係する部と協議し、活動場所が承認されている。
- 7 同好会長、会計及び必要とされる係りが置かれている。
- 8 顧問が置かれている。

第10条（部への昇格）

同好会が第11条（部への昇格基準）を満たしていると生徒総会及び職員会議で承認されたとき、同好会は第12条（同好会昇格の手続き）に従って部に昇格する。

第11条（部への昇格基準）

- 1 第2条（部基準）第1～4項を満たしている。
- 2 関係教員と協議し、部となったときにも安全に活動できることが承認されている。
- 3 関係教員又は関係する部と協議し、部となったときにも活動場所が承認されている。
- 4 「年間活動計画表」を生徒会に提出し、承認されている。
- 5 部となった場合、前項4に基づいて活動する見込みがある。

第12条（部への昇格の手続き）

- 1 同好会が部に昇格を希望する場合は、同好会活動開始1年後以降に生徒会に「昇格希望書」を提出することができる。
- 2 「昇格希望書」を受理した生徒会は過去6ヶ月の実

績を調査し、昇格の資格ありと認められた場合は、昇格の発議を部活動代表者会議、及び生活指導部に対して行う。

- 3 昇格は部活動代表者会議、及び生活指導部が審議・調整し、総会及び職員会議で承認される。

第13条（同好会の廃会）同好会が第14条（同好会廃会基準）に該当することが、第15条（同好会廃会手続き）に従つて職員会議において確認されたとき、同好会は1年間の期間をおいて廃会となる。

第14条（同好会廃会基準）

- 1 同好会基準を満たしていない。
- 2 会員に生徒指導上の問題が頻発する。

第15条（同好会廃会の手続き）

- 1 廃会の手続きは生徒会が発議を行い、部活動代表者会議、及び生活指導部が審議し、総会、及び職員会議で承認する。
- 2 第14条第2項の場合に限り、生活指導部、又は職員会議から発議することができる。

現在活動中の部・同好会

陸上競技部、水泳部、女子バスケットボール部、男子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、卓球部、女子硬式テニス部、男子硬式テニス部、サッカー部、バドミントン部、ソフトボール部、剣道部、弓道部、硬式野球部、ダンス部、演劇部、文芸部、ESS、吹奏楽部、自然科学部、茶道部、和太鼓部、家庭科部、写真部
フットサル同好会、漫画同好会

生徒会会計規則について

- 1 この規則は生徒会執行部、委員会、各部・同好会の経理を正確・明瞭にすることを目的として定める。
- 2 この規則は生徒会から予算を受けているすべての団体に適用される。
- 3 会員は、生徒会の活動を維持・推進するために必要な定められた会費を納入する義務を負う。
- 4 会費は、年額5,000円とする。
- 5 各部、各会の予算の経理は原則としてその部、会の会計が行う。会計は常に会計帳簿を整理し、生徒会執行部から会計帳簿の提出を求められた時は、いつでも提出しなければならない。
- 6 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。尚、一切の事務は3月の生徒総会までに完結させる。
- 7 生徒会各部、各会の翌年度の予算は予算委員会において決定され、職員会議の承認の後、生徒総会において承認を得なければならない。
- 8 予算委員会は生徒会執行部、各部・各会会計及び生活指導部担当教員によって構成される。委員長は、副会長があたる。
- 9 予算執行は別に定められた方法により、適正に行わなければならない。
- 10 予算書に記載されたもの以外の品物の購入は認めない。
- 11 支払いに際しては、ポイントを付加することなく必ず領収証を受け取り、指定された日時に生徒会会計に提出しなければならない。
- 12 各部・会長は会計年度ごとに、歳入歳出の決算報告書と会計帳簿とを作成・整理し、生徒会会計及び監査委員会に提出しなければならない。
- 13 生徒会会計は、会計年度末に決算報告書を作成し、生徒総会で承認を得なければならない。